議　　題

環境関係部課長会議

議題１　ごみステーション設置の考え方について（岡崎市提出）

【要旨】

本市ではごみステーションの管理を町内会又は共同住宅の管理会社が対応しています。町内会の場合、道路幅員や安全上の要件さえ満たせばごみステーションの新設を認めていることから、実質的に制限していない現状にあります。

今後、人口減少が予想されている中で、各市におけるごみステーションの設置の考え方や、ごみの収集方式についてご教示ください。

（１）現在のごみの収集方式について

選択肢：ステーション方式、戸別収集方式

（２）ごみステーションの管理者について

選択肢：自治体、町内会・共同住宅の管理会社、その他（　　）

（３）ごみステーションの新設の要望があった場合に、設置を制限するような基準等の有無について

※ 併せて内規等あればご提供ください。

（４）今後の経営資源（ヒト・モノ・カネ）の先細りを踏まえて、今後ごみの収集方式の検討状況及びその理由について

選択肢：（１）から変更しない、（１）から変更予定、未定

議題２　再生可能エネルギー設備（太陽光発電・蓄電池等）の共同購入事業について（瀬戸市提出）

【要旨】

近年、民間事業者が実施主体となり、自治体が広報・周知等で連携する「太陽光発電設備等の共同購入事業」が全国で広がっています。

本事業は、住民が共同購入に参加することでスケールメリットを生かし、太陽光発電設備や蓄電池等を比較的安価に導入できる仕組みであり、自治体にとっても予算負担を抑えつつ再生可能エネルギーの普及促進を図れる可能性があります。

一方で、自治体名義の使用による住民への影響、施工・契約トラブル発生時の対応、特定事業者との連携に係る公平性の確保などの課題も懸念されます。

つきましては、本市における今後の導入検討の参考とするため、各市における実施状況、実施又は未実施の理由、運用上の課題、今後の考え方等についてご教示ください。

なお、本市はアイチューザー（iChoosr）との事業を検討しています。

（１）協同購入事業を実施していますか。

→実施している（または実施が決定している）場合は（２）を回答、
実施していない場合は（３）を回答

（２）実施している(実施が決定している)場合

ア　実施に至った主な理由を教えてください。
イ　自治体として期待した効果（再エネ普及、住民負担軽減等）は何ですか。
ウ　実施に当たり、庁内で特に論点となった事項は何ですか。(複数回答可)
選択肢：契約責任、苦情対応、個人情報、公平性、その他（　　）
エ　自治体が担当している役割・事務はなんですか。
オ　実施後、住民からの問い合わせや苦情等はありましたか。
カ　実施して良かった点、課題と感じている点は何ですか。
キ　今後も継続予定ですか。
ク　広報掲載時の注意書き等で、参考となる文言（免責事項など）があれば教えてください。

（３）実施していない場合

ア　実施していない理由はありますか。(複数選択可)
選択肢：そもそも事業を知らない、責任範囲の不明確さ、苦情リスク、公平性、その他（　　）
イ　今後、導入を検討する予定はありますか。
ウ　導入にあたり、懸念している事項はありますか。

議題３　自治体指定ごみ袋の調達について（瀬戸市提出）

【要旨】

現在、当市では「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」の区分において指定袋を採用しています。燃えるごみ・燃えないごみについては条例に基づき手数料（有料）化していますが、資源物袋は市場価格に委ねてきました。

しかし、昨今の物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化等に伴い、製造コスト・流通価格が大幅に上昇しています。これらを踏まえ、現在、資源物袋についても有料化に向けた条例制定を進めていますが、今後も市調達時のコスト増加は避けられないと想定しています。

そこで、各市における指定ごみ袋の調達状況と、コスト増加への対策についてご教示ください。

（１）自治体指定ごみ袋の手数料（有料）化の状況について

【参考：瀬戸市】

・燃えるごみ、燃えないごみ：手数料化済み（10 枚単位で販売。販売時に手数料を徴収する方式）

・燃えるごみ１枚につき…大(45L)18 円、小(30L)16 円、特小(20L)14 円

・燃えないごみ１枚につき…大(40L)25 円、小(20L)18 円

・瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく

（２）今後の対策について

【参考：瀬戸市の今後の予定】

・資源物袋の手数料（有料）化：令和８年度条例制定、令和９年度中の施行を予定

・資源物袋（１枚あたり想定）：大(45L)18 円、小(30L)16 円

（３）その他、指定ごみ袋の調達や制度運用における課題・工夫がございましたらご教示ください。

議題４　旧町村名の墓地への対応について（新城市提出）

【要旨】

当市には、土地の登記名が旧町村名のままになっている墓地が１００か所程度存在しており、これらの墓地は墓地台帳に掲載され、さらに市の財産台帳にも行政財産として掲載されています。

境界立会では、市が所有者として立会を行っていますが、実際の管理や経営には市は関与しておらず、地元（地域住民・自治会等）が慣習的に行っている状況にあります。

つきましては、登記名が旧町村名となっている墓地の取扱いや位置付けについて、ご教示ください。

（１）旧町村名の墓地を市の財産として財産台帳に掲載していますか。

→掲載している場合（２）を回答

（２）掲載している場合、「行政財産」「普通財産」のどちらとしていますか。

（３）市有墓地として位置付け、市が管理を行っていますか。

（４）土地の境界立会を依頼された場合、どのように対応していますか。

（５）市における墓地（財産管理）の所管課はどこですか。

議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について（新城市提出）

【要旨】

騒音・振動・悪臭に対する市民の方からの苦情は、年間を通して多く寄せられ、当市においても令和７年度中には５７件の苦情がありました。

この騒音・振動・悪臭は日常生活に密着した問題であるため、個人からの訴えがほとんどであり、個人間のトラブルに職員が巻き込まれ、問題を複雑化させてしまう場合もあります。

そのため当市における苦情への対応は、法や県条例に定められたもの、原因者が事業者である場合に限ることとし、個人が原因者である案件（例えば隣家や近隣住民によるものなど）については、原則として対応をお断りしています。（これについて明文化した要領等はありません。）

つきましては、各市における状況について、ご教示ください。

（１）個人が原因者である案件についても対応されていますか。

（２）苦情についての対応をお断りする場合、どのような理由（根拠）で説明されていますか。

（３）苦情対応に関する内規、要領、要綱などがございましたら差し支えない範囲でご提供ください。